

厚岸町選挙管理委員会告示第40号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する事務取扱
規程（昭和56年厚岸町選挙管理委員会告示第12号）第7条第1項の規定に基づき、平
成29年8月1日から平成32年7月31日までの間に交付する証票の有効期限は、平成32
年9月30日までとする。

なお、平成26年厚岸町選挙管理委員会告示第32号（政治活動のために使用する事務
所に係る立札の有効期限）は、平成29年9月30日をもって廃止する。

平成29年7月31日

厚岸町選挙管理委員会委員長 室

